



2023年12月26日

各 位

会 社 名 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 グループCEO 原 典 之
(コード番号 8725 東証プライム・名証プレミアム)
問合せ先 広報・IR部 部長 松 浦 俊 嗣
(TEL. 03-5117-0311)

当社子会社における金融庁による行政処分について

当社の子会社である三井住友海上火災保険株式会社（社長：舩曳 真一郎、以下「三井住友海上」）、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（社長：新納 啓介、以下「あいおいニッセイ同和損保」）は、本日、独占禁止法に抵触すると考えられる行為、および同法の趣旨に照らして不適切な行為、ならびにその背景にある態勢上の問題が認められたことを理由に、金融庁より保険業法第132条第1項に基づく行政処分（業務改善命令）を受けました。

当社ならびに三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保は本命令を厳粛に受け止め、お客さまをはじめ、ご関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げますとともに、全力を挙げて改善・再発防止に取り組み、お客さまをはじめ、ご関係者の皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

三井住友海上およびあいおいニッセイ同和損保は、業務改善命令に基づき、それぞれ改善策、業務改善計画を金融庁に提出する予定であり、提出した際には改めて公表いたします。

【業務改善命令の概要】

- (1) 業務の健全かつ適切な運営を確保するため、以下を実施すること。
 - ① 今回の処分を踏まえた経営責任の所在の明確化
 - ② 独占禁止法に抵触すると考えられる事案、同法の趣旨に照らして不適切な行為があった事案について、更なる事案の特定、調査等
 - ③ 共同保険を含む企業保険分野における適正な競争実施のための環境整備に向けた方策の検討、実施
 - ④ 適正な営業推進態勢及び保険引受管理態勢の確立（独占禁止法等の法令の趣旨に照らし、不適切な行為のインセンティブとならない営業目標の策定やリスクに応じ適正な保険料を提示できる営業活動を実現するための方策の策定を含む）
 - ⑤ 独占禁止法等を遵守するための適切な法令等遵守態勢の確立（営業担当者をはじめとする社内関係者及び代理店に対する十分な教育や適切な監督態勢の構築を含む）
 - ⑥ コンプライアンス・顧客保護を重視する健全な組織風土の醸成（独占禁止法等の重要な法令遵守よりも自社の都合を優先する企業文化の是正策を含む）
 - ⑦ 上記を着実に実行し、定着を図るための経営管理（ガバナンス）態勢の抜本的な強化
- (2) 上記(1) (②を除く)に係る業務改善計画を2024年2月29日までに提出し、ただちに実行すること。中間的な検討状況を同1月31日までに報告すること。当該計画の実施完了までの間、3か月ごとの進捗および改善状況を翌月15日までに報告すること（初回報告基準日：2024年5月末）。
- (3) 上記(1)②の調査結果等について、2024年2月29日までに報告すること。

以 上